



Q

介護保険サービスを
利用できる条件は？

A

被保険者が、自立して生活す
ることが難しく、介護や支援
が必要と認定された場合に
サービスを受けられるよ



利用
できる人

65歳以上の方 第1号被保険者

寝たきりや認知症などにより、入
浴・排せつ・食事などの日常生活
で介護や支援が必要な場合

40歳～64歳の方 第2号被保険者

老化が原因とされる脳血管疾患や
初老期認知症などの16種類の病気
により、介護や支援が必要な場合

介護保険の被保険者証

第1号被保険者には65歳の
誕生日までに区役所から郵
送します。第2号被保険者は
介護認定された場合に発行



要介護（要支援）認定されると

利用
できるサ
ービスの
例

訪問介護
(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、
食事や入浴、排せつ時の介助や
調理・掃除などを行います。



費用の目安

※カッコ内は利用
者負担額(1割)

身体介護

【1時間～1時間30分】
5,962円(597円)／1回

通所介護(デイサービス)

介護施設に通い、入浴や食事をす
るほか、日常動作訓練やレクリエー
ションに参加できます。



通常規模型を要介護3の方が
利用【7時間～9時間】

9,501円(951円)／1回
(食費、雑費などは別途)

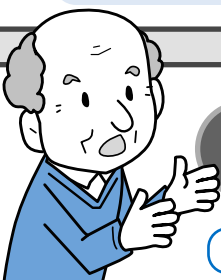
施設サービス
(特別養護老人ホームなど)

自宅での介護が難しい場合や長期
療養が必要な場合に、施設に入所
し介護や治療が受けられます。



特別養護老人ホームを
要介護3の方が利用

234,234円(23,424円)／月
(食費、居住費、雑費などは別途)



Q

サービスを利用するには、
どんな手続きが必要なの？

A

区役所に申請が必要だよ。市の調査員が
自宅や施設を訪問して、食事や入浴など
の日常生活の動作について調べるよ

申請

要介護(要支援)認定

ケアプランの作成

サービスの
利用開始

サービス
利用まで
の手続き

本人や家族が、お住まいの区の
区役所で申請書を提出します。
介護保険被保険者証(第2号被保
険者は医療保険の保険証)を持参
してください。

市の調査員による訪問調
査や主治医の意見書を基に、介護認定審査会が
介護や支援の必要な程
度を審査します。

必要な介護サービスを
組み合わせた計画(ケ
アプラン)を介護
支援専門員が
作成します。



区役所に
詳しく解説した
冊子もあるよ



介護保険サービスの利用については、
区役所(1階)の保健福祉課へ
介護保険料については、
区役所の保険年金課へ

介護保険のことを
もっと詳しく知りたい方は
区役所に問い合わせてね

